

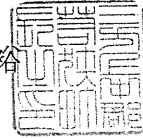
若狭町告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この字の区域の変更は、平成27年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成27年3月25日

若狭町長 森下 裕



次の区域を上瀬1号上瀬に編入する。

大字	字	地番
気山	123号日松ノ下	55の1から55の38まで 63の4